

当初・変更

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成27年5月1日
工事番号	15-41340-0042	工事名	復興公営住宅整備工事（電気・城北町）	着工	平成27年5月1日
入札執行年月日	平成27年4月22日	発注種別	04 電気設備工事	完成	平成28年8月22日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	城北町団地			予定価格	
工事箇所	自 会津若松市城北町地内			75,142,080	
	至				
工事概要	電気設備工事 N=1				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100002409 (株)光電設	会津若松市中央1-4-34		
	(1) 63,340,000	(2)	68,407,200
	(3)	(4)	
100002430 (株)目黒工業商会	(1) 72,000,000	(2)	
	(3)	(4)	
100002455 (株)富士工業商会	(1) 73,000,000	(2)	
	(3)	(4)	
100002472 (株)会津電気工事	(1) 75,200,000	(2)	
	(3)	(4)	
100002481 (株)萩生田電設	(1) 73,200,000	(2)	
	(3)	(4)	
100002546 (株)和泉電機	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	
100002899 渡部電気工業(株)	(1) 69,000,000	(2)	
	(3)	(4)	
100002910 星電気工事(株)	(1) 69,980,000	(2)	
	(3)	(4)	
100003198 (株)佐藤電設	(1) 66,700,000	(2)	
	(3)	(4)	
100003595 黒沢電設工業(株)	(1) 67,800,000	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

当初・変更

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成27年5月1日
工事番号	15-41340-0042	工事名	復興公営住宅整備工事（電気・城北町）	着工	平成27年5月1日
入札執行年月日	平成27年4月22日	発注種別	04 電気設備工事	完成	平成27年8月22日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	城北町団地			予定価格	
工事箇所	自 会津若松市城北町地内			75,142,080	
	至				
工事概要	電気設備工事 N=1				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100003824 (株) 森口電気商会	(1)	78,000,000	(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3 (裏面)

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

別紙「随意契約理由書」のとおり

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	円
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増(減)	
<input type="checkbox"/> 2 () 工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他 ()	

随意契約理由

以下の理由により、復興公営住宅の整備工事について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、「災害等緊急を要するもの」として、随意契約を行いたい。

- ・県営の復興公営住宅の整備は、原発事故による避難指示区域の避難住民が避難前の居住地に帰還するまでの間に生活する住宅を建設するものであり、恒久的な住宅の建設であるが、最終的な復興住宅ではなく、原子力災害による被害に当面对応するための応急的な住宅対策である。
- ・避難住民は、現在、応急仮設住宅等に生活しているが、狭小な仮設の住宅等での生活は避難住民の心身の健康に大きな障害をもたらしており、一日も早い復興住宅への入居が待たれており、復興公営住宅の完成が遅延することは避難住民の生命や身体等に大きな影響を及ぼすものである。
- ・したがって、復興公営住宅の整備は、避難住民の生活に支障を来す、さらに、心身の安全に大きな影響を及ぼしているために行う緊急性が高い工事である。